

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 22 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 57）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【Nudix hydrolase 15(NUD T15)遺伝子多型】

問1 「医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて」（令和3年2月22日付け保医発0222第1号）別添において、「原則として、「アザチオプリン【内服薬】」を「視神経脊髄炎」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。」とあるが、視神経脊髄炎の患者であって、チオプリン製剤の投与対象となる患者に対して、その投与の可否、投与量等を判断することを目的として、リアルタイムPCR法によりNudix hydrolase 15(NUD T15)遺伝子多型の測定を行った場合、区分番号「D006-17」Nudix hydrolase 15(NUD T15)遺伝子多型は算定できるか。

(答) 算定できる。ただし、当該薬剤の投与を開始するまでの間に1回を限度とする。